

守口市立藤田小学校いじめ防止基本方針

守口市立藤田小学校

2022 年 4 月

この方針は、『いじめ防止対策推進法』第 13 条、「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする」及び本校の教育目標である「豊かな心をもち、たくましく生きる子どもを育成する」に基づき、守口市立藤田小学校いじめ防止基本方針を以下のように定めるものとする。

1、いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

具体の例として

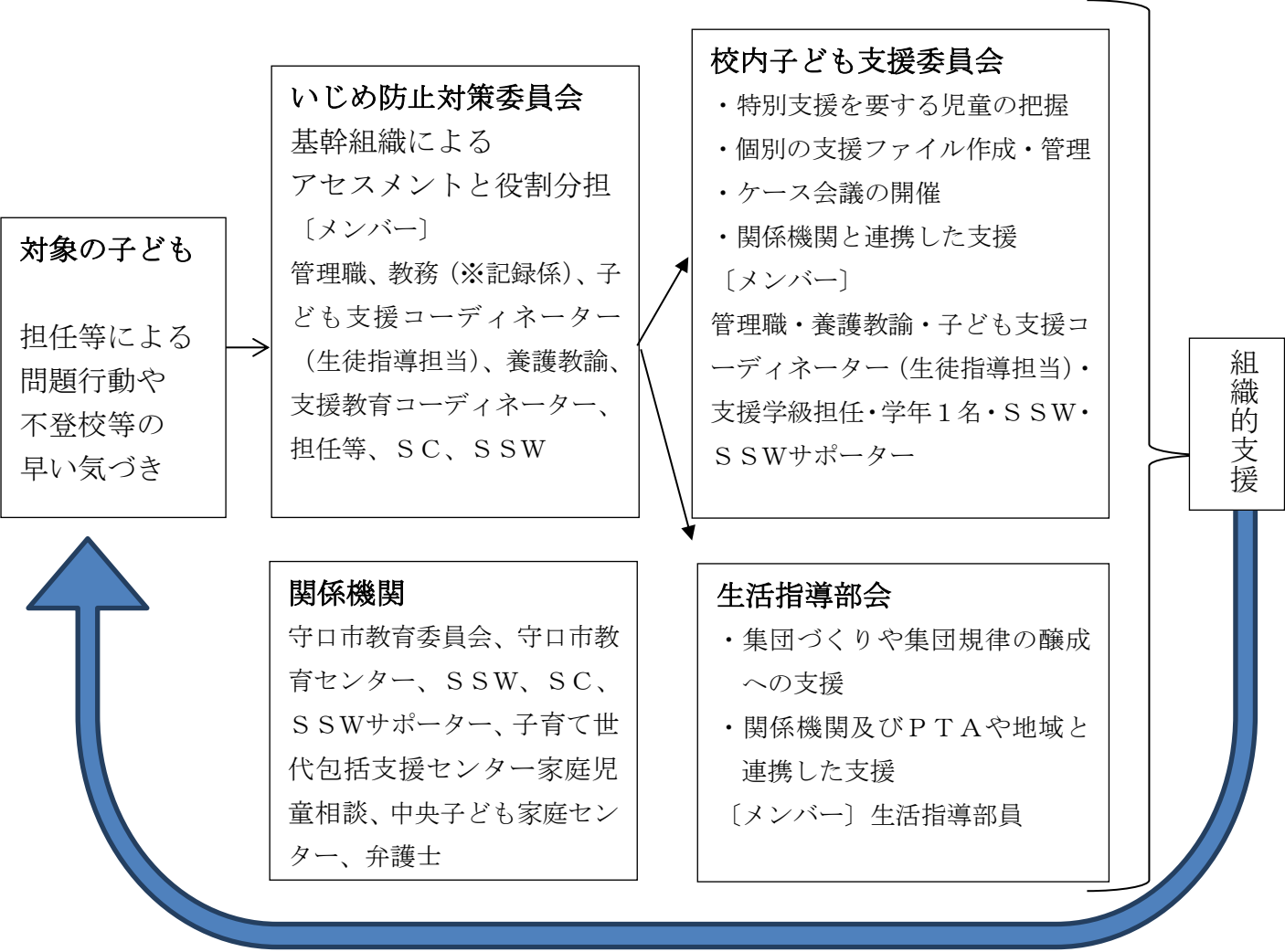
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2、いじめ問題への基本的な姿勢

いじめは、その子どもの将来にわたって内面をひどく傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童

生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

3、いじめの防止等の対策のための組織



4、年間計画

いじめ防止等の取組みを、別表のとおり実施する。

<守口市立藤田小学校 いじめ防止年間計画>

4月	・いじめ防止基本方針を保護者へ周知 ・保護者・児童への相談窓口周知 ・人権教育（仲間づくり） ・子ども支援委員会
5月	・子ども支援委員会

6 月	・生活アンケート実施 ・子ども支援委員会
7 月	・1 学期の振り返りプリント実施 ・個人懇談（保護者との情報共有） ・子ども支援委員会
8 ・ 9 月	・子ども支援委員会 ・ブロック人権
1 0 月	・子ども支援委員会
1 1 月	・犯罪非行防止教室（5 ・ 6 年） ・生活アンケート実施 ・藤田まつり ・子ども支援委員会
1 2 月	・2 学期の振り返りプリント実施 ・個人懇談（保護者との情報共有） ・子ども支援委員会
1 月	・なかよし学級活動 ・子ども支援委員会
2 月	・学校教育自己診断 ・生活アンケート実施 ・子どもを語る会 ・子ども支援委員会
3 月	・次年度に向けて児童の引き継ぎ ・子ども支援委員会

5、いじめの防止・早期発見

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことが、未然防止の基本である。居場所づくりや絆づくりをキーワードに、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作りだしていけるよう、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく、そして自己有用感を高める取組みを行う。

具体的な取組みとして、

- ・すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- ・教職員で児童の変化や活躍を共有する。（個々の児童を全体で把握する）
- ・定期的なアンケート、日常の観察等により、実態把握を行う。

（アンケートは、複数の教職員やSC・SSWで確認した上で、学校い

じめ対策委員会において、情報を集約した後、全教職員で共有する。)

- ・保護者、地域と連携して、児童を見守る。
- ・教育相談窓口を設置し、学校・学年便り等で相談体制を広く周知する。

6、いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するように配慮する。また、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中心として直ちに情報を共有し、速やかに組織的に対応する。

児童生徒が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、まずは被害児童生徒やその保護者に対し、聴き取り調査の事項、対象や方法を伝えとともに、その結果報告に当たっては被害児童生徒やその保護者の意向を尊重する。

事実確認の結果、いじめが認知された場合は、管理職が教育委員会に報告し、相談する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

②いじめられた児童又はその保護者への支援

速やかにいじめを止めさせたうえで、いじめたとされる児童・生徒からも事実関係の聴取を行う。また、いじめに関わったとされる児童・生徒からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。

事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童・生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめた児童・生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

③いじめが起きた集団の働きかけ

いじめに対して同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふ

りをしていた「傍観者」として行動していた児童・生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けていた児童・生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。また、「観衆」や「傍観者」の児童・生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に伝えることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童・生徒に徹底して伝える。

④ネット上のいじめへの対応

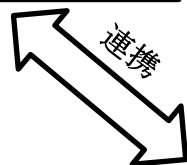
ネット上の不適切な書き込みがあった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童・生徒から聞き取り等の調査、児童・生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。また、情報モラル教育を進める。

書き込み等への対応については、削除申請等、被害にあった児童・生徒の意向を尊重するとともに、当該児童・生徒、保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等外部機関と連携して対応する。

教育相談

市教育センター

06-6997-0703



- ・守口市子育て世代包括支援センター「あえる」
06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217
- ・大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
- ・大阪府教育委員会「すこやか教育相談」
(子) 06-6607-7361 (保護者) 06-6607-7362
(教職員) 06-6607-7363
- ・すこやか教育相談 24 0120-0-78310
- ・子ども家庭相談室 (子) 0120-928-704
- ・子ども家庭相談室 (保護者) 06-4394-8754

■相談窓口

- ・いじめホットライン (子ども) 06-6992-0177
- ・電話教育相談 (保護者) 06-6992-6346
- ・メール教育相談 (子ども・保護者) 【24 時間送信可】
【メールアドレス : soudan@moriguchi-osk.ed.jp】
- ・LINE 教育相談 (子ども) 【24 時間送信可】